

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2016年7月13日

通巻1244号

この号の内容

- 金大サマータイム

金大サマータイム 8月に試行予定

強制ではないので、各部局では個人の事情に最大限配慮してください。各自、体調管理にくれぐれもご注意ください。

勤務時間帯を1時間早める朝型勤務体制の試行が、役員等懇談会で決定されました。主旨として、①ワークライフバランスの実現、②業務の効率化、③士気向上を通じたサービスの向上、があげられています。近年は残業が大幅に増えていることから、これらは早急に実現されるべきことです。しかし、なぜ朝型勤務をすると実現できるのかと、困惑されている方も多いのではないのでしょうか。

7/8、組合から以下の問題点・疑問点を指摘し、朝型勤務の試行を見送ること、実施するとしても希望者のみを対象とすることを求めました。勤務時間帯は、重要な労働条件の一つです。社会全体がサマータイムではない状況で、教職員からの十分な意見聴取に基づく検討も、説得力のある試行理由の説明もないまま、本学が「サマータイム」を導入することに何ら合理性はありません。試行を見送ることが最も合理的な選択であると考えます。

朝型勤務の前に、《5時 定時終業》の徹底を！ 試行見送り、希望者のみ対象を要求



1. ワークライフバランスの実現につながるのか

ワークライフバランスの実現を目指すことには賛同しますが、朝型勤務が効果的であるといえる状況にはありません。社会全体が朝型勤務でないため、家族の生活時間とのずれが生じ、かえって家族の負担が増えることが予測されます。そもそも、一部の公的機関だけが朝型勤務をするのは無理があるのです。それにもかかわらずワークライフバランスの実現のためとして朝型勤務を実施するのであれば、想定している具体的な効果について丁寧な説明が必要です。

2. 業務の効率化につながるのか

業務の効率化を進めることで多忙化を解消することには賛同しますが、現時点において、朝型勤務が効果的であるとは考えられません。業務の効率化は、まず、現行の勤務時間制度下において図られるべきです。すでに、一定の取組によって成果が出たために更なる改善を目指しての提案であれば理解しますが、近年は時間外労働時間が増加していることから、現状においても業務効率化の取組が進んでいないものと判断せざるを得ません。これまでの勤務体制のなかで



の取組を疎かにしておきながら、朝型勤務にするだけで業務の効率化が図られるとの説明に何ら合理性は見いだせません。

また、そもそも、朝型勤務のような新規の試みは、必然的に業務管理（分担）の煩雑化、複雑化を惹起しますので、すぐに業務の効率化に繋がると考えるには無理があります。

3. 職員の士気向上、サービスの向上に繋がるのか

朝型勤務がなぜ職員の士気向上に繋がるのか理解できません。早起きしようとするすると睡眠時間が短くなり質も悪くなりやすいこと、起きなければという緊張感が、まだ起きる前からホルモン系に影響する可能性が指摘されています。また、クロノタイプは若い人は夜型で年を取るとともに朝型に変化するため、朝型勤務は40歳代前半の若年層の労働意欲とパフォーマンスを削ぐことが考えられます。

昨年「ゆう活」が実施された国家公務員へのアンケートでも「体調不良になった」「仕事の効率が落ちたり疲れた」との回答が見られました。加えて、1カ月（国や他大学でも2カ月）で元の時間帯に戻る場合によっては1日単位で朝型と通常勤務とが切り替わることを考えると、身体的精神的負担は相当大きく、士気向上以前の問題であると考えます。



4. 希望者に限るべき

朝型勤務が職員の身体的精神的負担になる可能性が高いこと、対象外となる職員が

相当数に及ぶこと、そしてなによりも具体的な効果について合理的な説明がなされないこと等から、希望者のみが行う制度にすべきです。例外は広く設定されているものの、対象外となる場合に個別に申請する仕組みは、本人の意志に反して朝型勤務をせざるを得ない雰囲気醸成されることが考えられますので望ましくありません。

5. 8月は試行として適切なのか



8月は非典型的な業務体制の時期であり、効果を検証するための試行期間とすることは不適切です。夏季休暇が設定されることから、朝型勤務が可能な日数は必然的に限定されます。また、学生の夏休み期間であるため、私たち教職員の業務内容は通常時とは異なります。また、現時点で検証が不可能であるとの意思表示がなされているとは思いますが、何を指標に検証する予定であるのか、事前に説明がないことは問題です。

6. バスがない……



朝型勤務の始業時刻である7:30以前に大学に到着するバスがなく、朝型勤務の対象外の職員は相当数に及びます。業務の効率化のためには、部局で足並みが揃う必要がありますが、朝型勤務と通常勤務が混在する状況では、業務は混乱しかえって効率が低下すると推測されます。

バス問題をはじめ、対象外の職員が相当数になると判明した時点で、朝型勤務は断念するか、あるいは国家公務員等と同様に希望者のみに限定すべきだったのです。



3つの目的の実現のためには、まずは、「5時定時終業」を徹底すべきです。「いつもと違うことをしないと意識改革ができない」という考えもあるようですが、意識改革という精神論が先に出てくることに危惧を覚えます。そもそも現状は、朝型勤務というショック療法を用いた意識改革（＝精神論）に頼らざるを得ないほど業務量が多く、多忙を極めているというのではないのでしょうか。であれば、朝型勤務云々以前に、大学のガバナンスが失敗しているということになります。職場の実態に目を向けず、安易に朝型勤務による意識改革で対処しようとする役員懇談会決定には疑問を持たざるを得ません。勤務時間帯は私たちの重要な労働条件の一つですから、役員懇談会で勝手に定められるものではなく、私たちへの丁寧な説明が求められます。